



社援協発0510第2号
平成24年5月10日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長



消費生活協同組合法施行規則第184条第1項第2号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額の特例について

本日、「消費生活協同組合法施行規則第184条第1項第2号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（平成24年5月10日厚生労働省告示第355号）」を告示し適用したところである。

東日本大震災が発生したことを踏まえ、平成23年3月11日から平成24年3月10日を末日とする事業年度の決算における東日本大震災に係る共済金支払いに対応する既発生未報告支払備金（以下「IBNR備金」という。）の計算については、合理的な見積り方法により計算することができるよう、平成23年5月19日付けで特例告示を適用（1年限り）したところであるが、今般の告示において、下記の内容の特例を設けたので、御了知の上、貴管内消費生活協同組合（連合会）に対し、その周知徹底を図るとともに、本告示の円滑な施行について特段のご配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

- （1）平成24年3月11日から平成25年3月10日を末日とする事業年度の決算においても、未報告の共済金支払いが多数あると見込まれることから、IBNR備金計上額のうち、東日本大震災に係る額については、合理的な見積り方法により計算して計上できることとした。

- (2) 平成24年3月11日から平成29年3月10日を末日とする事業年度の決算については、IBNR備金見積もりの算定対象となる過去3か年に東日本大震災による共済金の支払期間が含まれ、通常の支払い状況に比べIBNR備金を過大に評価してしまうため、東日本大震災による災害に係る額を控除できることとした。

